

NO.82 2010. 7. 16

# 労働 徳島

発行 徳島県商工労働部  
 労働雇用政策局労働雇用課  
 徳島市万代町1丁目1番地  
 Tel. 088-621-2348 Fax. 088-621-2852  
 県ホームページ <http://www.pref.tokushima.jp/>

## はぐくみ支援企業表彰式

徳島県は、仕事と家庭の両立支援について、模範となる優れた取り組みを実施しておられる「はぐくみ支援表彰企業」を選定し、平成22年3月25日、16事業所に飯泉知事から表彰状を授与しました。



## ファミリー・サポート・センター功労者表彰式

徳島県は、ファミリー・サポート・センターにおいて子育て援助活動等に熱心に取り組む、その功績のあった方を「ファミリー・サポート・センター功労者」に選定し、平成22年3月25日、6名の方に飯泉知事から表彰状を授与しました。



## 障害者雇用優良企業表彰式

徳島県は、障害者の雇用や職場定着について、模範となる優れた取り組みを実施しておられる「障害者雇用優良企業」を選定し、平成22年3月25日、6事業所に飯泉知事から表彰状を授与しました。



## はぐくみ支援企業の表彰を行いました

### 表彰企業はこちら

社会福祉法人梅の花保育園 医療法人養生園 株式会社サンエックス情報システム  
四国部品株式会社 さくら社会保険労務士会 大和リース株式会社 株式会社テレネット  
株式会社テック予備校 協業組合徳島印刷センター 社会福祉法人池田博愛会  
有限会社ヴォーグ コード株式会社 医療法人加藤会 社会福祉法人勝寿会  
社会福祉法人めばえ会 株式会社ネオピエント さくら税理士法人

### おもな表彰理由

- ・子育て支援の各種休暇制度（有給）が充実していること
- ・対象となる子が3才になるまで無条件で育児休業を延長できること
- ・小学校就学までの子を持つ従業員が利用できる短時間勤務制度を実施していること
- ・保育園等と法人契約し、保育料を軽減するなど雇用環境を整備していること
- ・委員会等を設置し、実際に子育てしている職員の意見や提案を聞く場をもっていること
- ・男性の育児休業取得者がいること
- ・従業員の子どもだけでなく、地域の総合学習や長期研修として、職場見学を積極的に受け入れたり、子どもたちと交流を図るイベント等を実施して地域貢献を行っていること

### 表彰を受けるには

まず、はぐくみ支援企業として認証を受ける必要があります。

認証企業のうち、他の模範となる優れた取組みを実施している企業（国及び地方公共団体を除く）を表彰します。

## ファミリー・サポート・センター功労者の表彰を行いました

徳島県内のファミリー・サポート・センターにおいて子育て援助活動等に熱心に取り組み、その功績の認められる方を表彰いたしました。

### 表彰者

徳島ファミリー・サポート・センター	小森 益美さん 太田久美子さん
鳴門ファミリー・サポート・センター	福池 勝行さん
阿南ファミリー・サポート・センター	木津 邦美さん
美馬ファミリー・サポート・センター	黒川 安子さん
板野東部ファミリー・サポート・センター	住田 伸子さん

### おもな取組み内容

- ・子育て援助活動以外にも、依頼会員の子育てに対する悩み相談に対しても自身の子育て経験を基に懇切丁寧に対応していること
- ・使命感を持って援助活動を続けており、保護者からの信頼も厚く良好な関係を構築し、依頼会員の生活を支える上で重要な貢献をしていること
- ・地域リーダーの1人として「子育て支援事業」に対する深い理解と協力を惜しまず、研修会や交流会

における運営面にも適切に対応するなど貢献度が高いこと

- ・積極的に研修会や交流会に参加し、子育ての知識の習得や技術の向上に努めていること
- ・依頼会員とも良好な信頼関係を構築し、かつ援助活動が依頼会員の社会貢献活動を促進していること

### ◆ 表彰を受けるには

市町村長から推薦され、ファミリー・サポート・センターの提供会員又は両方会員として継続した活動を続けるなど、子育て援助活動に積極的に取り組んでいると認められる方を表彰します。

## 障害者雇用優良企業（団体）の表彰を行いました

障害者雇用の促進を図るため、障害者の雇用や職場定着に積極的に取り組み、他の模範となる企業(団体)として、「障害者雇用優良企業（団体）」を募集し、障害者雇用優良企業選考委員による選考の結果、次の企業を表彰いたしました。

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| ・ 有限会社森正工芸        | 板野郡北島町 |
| ・ 株式会社徳島銀行        | 徳島市    |
| ・ 日本フードパッカー四国株式会社 | 名西郡石井町 |
| ・ 株式会社マルハ物産       | 板野郡松茂町 |
| ・ マルワ環境株式会社       | 徳島市    |
| ・ まるほ食品株式会社徳島工場   | 美馬市    |

障害者雇用優良企業として表彰された企業には、社会的貢献のシンボルとして、平成21年11月に決定した「障害者雇用促進貢献企業シンボルマーク」を付与しております。

このシンボルマークは、企業の広告、求人広告、封筒などにつけてアピールすることができます。

### 障害者雇用促進貢献企業 シンボルマーク



#### 〈作品の説明〉

徳島県の頭文字「と」をモチーフに、雇用に積極的に取り組んでいる企業（団体）の腕と、元気に働く障害者の腕を組み合わせています。

## 徳島県はぐくみ支援企業の認証を取得しませんか

### 徳島県はぐくみ支援企業認証制度とは？

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組まれている企業等を徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度です。

#### 認証企業等一覧（2010年 2月2日～2010年 6月25日）

企 業 名	業 種
株式会社ネオビエント	その他のサービス業
さくら税理士法人	サービス業
徳島ワークサービス株式会社	労働者派遣業
株式会社坂東印刷	印刷業
東光株式会社	その他の衣類等製造業
株式会社ホームケアべんり堂	介護サービス業
医療法人とみなが歯科医院	医療業

#### ★左記企業の主な取組内容

- 1 職場復帰制度の導入
- 2 小学校就学までの子を育てる従業員を対象にフレックスタイム制の導入
- 3 インターンシップの受入れ
- 4 子ども参観日の実施

### ★認証を受けるのに必要な要件は

- 1 徳島県内に本店、支店または営業所等を有し、常時雇用している労働者がいる（民間の会社だけでなく、個人企業や協同組合、医療法人、学校法人、団体等も応募できます）。
- 2 期間が2年以上5年以下の「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届け出ている。
- 3 「一般事業主行動計画」に掲げた目標の実施に向けた取組みや対策を行っている。

### ★はぐくみ支援企業に認証されると

- 1 子育て支援に積極的に取り組む企業として、イメージアップにつながります。
- 2 徳島県のホームページで「はぐくみ支援企業」として取組みをPRします。
- 3 働きやすい職場づくり支援アドバイザー（社会保険労務士）の相談が3回無料で受けられます。
- 4 金融機関による低利融資の支援対象となります。

（取扱金融機関：阿波銀行、四国銀行、徳島銀行、徳島信用金庫、阿南信用金庫、商工組合中央金庫、三菱東京UFJ銀行）などのメリットがあります。

### ★応募方法について

お申し込みは、次の書類を次の応募先までご提出ください。郵送、持参いずれでも結構です。

- はぐくみ支援企業認証申込書
- 「一般事業主行動計画」の写し
- 「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し

### ★応募先・お問い合わせについて

労働雇用課 働きやすい職場づくり担当 Tel. 088-621-2347

## 働きやすい職場づくり支援アドバイザーを派遣します

徳島県では、働きやすい職場づくりに取り組まれようとする事業主の皆様を応援するため、アドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、相談に応じたり助言を行うなど、取組みのお手伝いをいたします。

※費用は県が負担します。相談は1企業あたり2回までです。

### 相談内容

助成金、短時間勤務、高齢者の雇用確保について、検討したい。  
就業規則等を見直したい……等  
「働きやすい職場づくり」に関する事なら何でも相談にのります。

### 対象事業主

中小企業または、常時雇用する従業員数が300人以下の「法人」及び「個人」

### 期間

【申込期間】 平成23年2月28日まで（当日消印有効）  
【実施期間】 平成23年3月31日まで

### お問い合わせ先

労働雇用課 働きやすい職場づくり担当 Tel.088-621-2347

## 平成22年 4月 1日から雇用保険制度が変わりました

主な改正内容は以下のとおりです。

1. 非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大（平成22年 4月 1日施行）
2. 雇用保険料率の変更（平成22年 4月 1日施行）
3. 雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善（今後施行予定）

### 1. 非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大

◆ 短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲を以下のとおり拡大しました。

- 【旧】 ● 6ヶ月以上の雇用見込みがあること  
● 1週間の所定労働時間が20時間以上であること



- 【新】 ● 31日以上雇用見込みがあること  
● 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

◎ 「31日以上雇用見込みがあること」とは…

- 31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなります。
- このため、例えば、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として、31日以上雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。
  - ・雇用契約に更新する旨の規定があり、31日未満での雇止めの明示がないとき
  - ・雇用契約に更新規定はないが、同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき

※ 適用要件に該当する労働者を雇い入れた場合には、公共職業安定所に対して雇い入れた日の属する月の翌月10日までに、雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。

※ 雇用保険に加入した場合には、公共職業安定所から事業主を通じて、雇用保険被保険者証等を交付することとしています。事業主の皆さまは、「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」を確実に本人に渡していただく必要があります。

### 2. 雇用保険料率の変更

- ◆ 失業等給付に係る雇用保険料率が変更になりました。  
(一般の事業の場合：0.8% (平成21年度 1年間の暫定措置) → 1.2% (平成22年度) を労使折半)
- ◆ この他、事業主の方には、雇用保険二事業に係る雇用保険料率（平成22年度は、一般の事業の場合、原則どおりの0.35%）を負担していただく必要があります。

その結果、平成22年度の雇用保険料率（一般の事業）は、1.55%（事業主負担分：0.95%、労働者負担分：0.6%）となります。

### 3. 雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善

- ◆ 事業主から雇用保険被保険者資格取得届が提出されていなかったために、雇用保険に未加入とされていた方は、これまで被保険者であったことが確認された日から2年前まで雇用保険の遡及適用が可能でした。

- ◆ 施行日（※）以後は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが給与明細等の書類により確認された方については、2年を超えて雇用保険の遡及適用が可能となります。  
（※）施行日とは…公布日（平成22年3月31日）から9か月以内の政令で定める日をいいます。

詳しい改正内容などについては、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）におたずねください。厚生労働省ホームページにおいても確認ができます。 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html>

## 平成22年7月1日から外国人「研修・技能実習制度」が変わりました

平成21年7月15日、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が公布され、新しい研修・技能実習制度が平成22年7月1日に施行されました。

今回の法改正により、入国1年目から労働関係法令が適用されることとなりましたので、適切な労務管理を実施するようご注意ください。

以下、参考（法務省ホームページより抜粋）

- 在留資格「技能実習」の創設
- 保証金・違約金等による不当な金品徴収等の禁止
- 講習の実施
- 監理団体による指導・監督・支援体制の強化、運営の透明化
- 監理団体等が重大な不正行為を行った場合の受入停止期間の延長、欠格要件の新設
- その他（文書の作成・保存義務、労災保険に係る届出等の措置義務等）

### ◆ 在留資格「技能実習」の創設

技能実習1号 「講習による知識習得活動」及び「雇用契約に基づく技能等修得活動」

\* 在留資格〔技能実習〕は、受入れ形態により次の2種類に分けられます。

- ア 海外にある合併企業等事実上の関係を有する企業の社員を受け入れて行う活動（企業単独型）
- イ 商工会等の営利を目的としない団体の責任及び監理の下で行う活動（団体監理型）

技能実習2号 技能実習1号の活動に従事し、技能等を修得した者が当該技能等に習熟するため、雇用契約に基づき修得した技能等を要する業務に従事する活動

\* 技能実習2号も、1号と同様にイ又はロのどちらかに分類されることとなります。

・ 技能実習の期間 技能実習期間は技能実習1号、技能実習2号の期間を合わせて最長3年です。

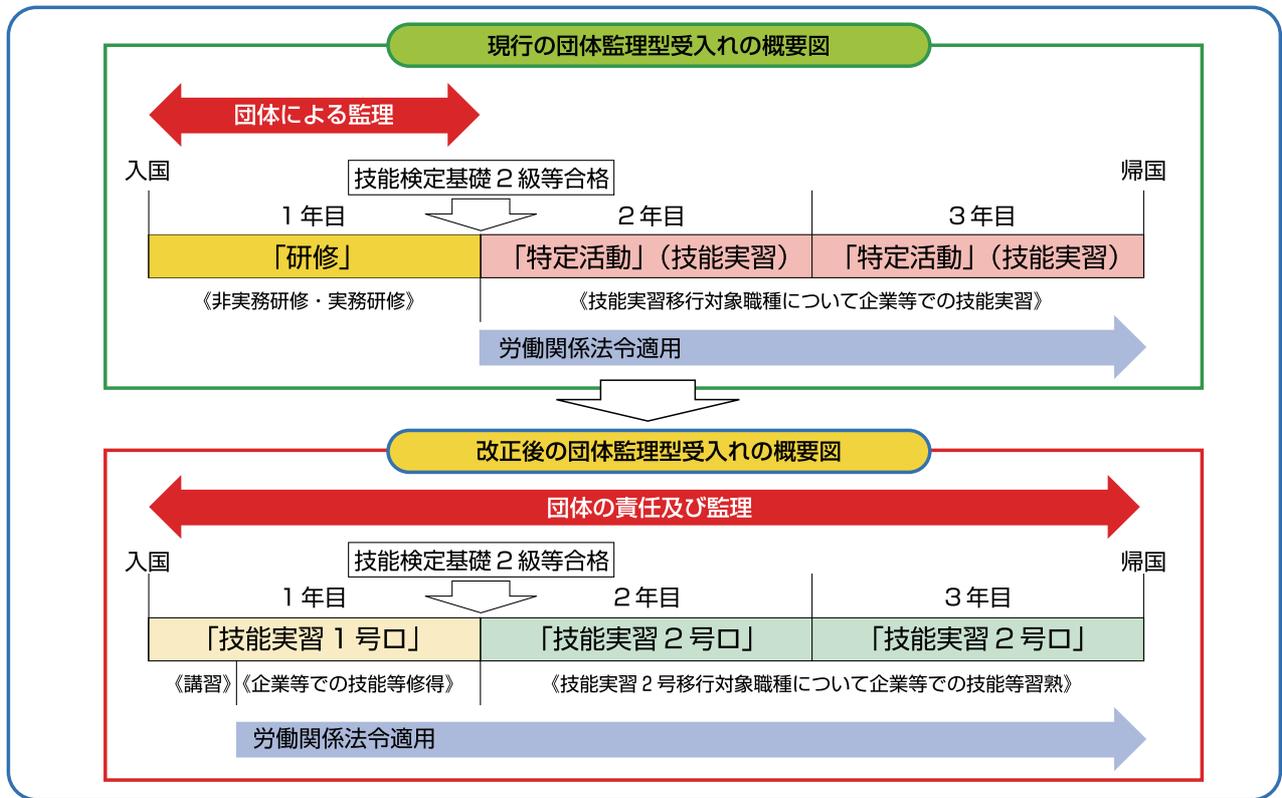
・ 技能実習2号への移行

技能実習2号へ移行する場合、技能検定基礎2級等の検定試験に合格する必要があります。  
技能実習2号への移行対象職種は現在65職種です。（平成22年1月1日現在）

・ 新制度における在留資格「研修」

国の機関、JICA等が実施する公的研修や実務作業を伴わない非実務のみの研修は、引き続き在留資格「研修」で入国・在留することができます。

## ◆ 「技能実習」の創設



## ◆ 講習の実施

### 講習

#### ○講習の期間

技能実習1号の活動期間全体の1/6以上の期間を充てることになります。  
 (海外で1月かつ160時間以上の講習等を受けた場合は、技能実習1号の活動期間全体の1/12以上の期間)

#### ○講習の内容

項目3に係る講義については、専門的知識を有する者から受けることになります。

1 日本語

3 技能実習生の法的保護に必要な情報

2 日本での生活一般に関する知識

4 円滑な技能等の修得に資する知識



#### ○講習を実施する上でのポイント

「講習」は座学(見学を含む)により実施しなければならず、実習実施機関の工場の生産ライン等商品を生産するための施設における機械操作教育や安全衛生教育は含めることができません。

団体監理型である「技能実習1号口」では、法務省令に規定する時間数以上の「講習」を終了した後、技能実習生と実習実施機関との間に雇用関係が生じることとなります。

ホームページのご案内

改正法・関係省令・指針等の内容については ◆<http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/newimmiact.html>

法務省 <http://www.moj.go.jp/> 入国管理局 <http://www.immi-moj.go.jp/>

